

## 医療サポート事業（通訳・翻訳サポーター派遣）運用要領

### 1 趣旨

この事業は、山口県内において、外国人住民等が医療、母子保健の措置を必要とする場合に、公益財団法人山口県国際交流協会（以下「協会」という。）に登録されたコミュニティ通訳ボランティアとして通訳・翻訳サポーター（以下「登録者」という。）を医療機関等に派遣することにより、外国人住民等が安心して診療を受けられることを目的とする。

### 2 派遣申込

- (1) 協会が登録者を紹介する相手方である医療機関等（以下「依頼者」という。）は、派遣依頼申込書により、注記を了承の上、協会に派遣依頼を申込みとし、協会が申込を受理した日から当事業を利用できるものとする。
- (2) 前項の申込内容に変更がある場合は、速やかに派遣依頼申込書により協会に届け出るものとする。
- (3) (1) にかかわらず、協会が緊急かつやむを得ない理由があると認めるときは、FAXによる申し出により申請することができる。この場合において、前段の規定により申請した者は、当該理由がなくなった後速やかに申請書を提出しなければならない。
- (4) 申込言語、日時、内容等の条件により当事業が不成立する場合がある。
- (5) 結核等の感染症及び感染症の疑いがあると判断される依頼の場合には、医療機関は協会に直ちに報告するものとする。協会は登録者の同意を得た上、医療機関による感染予防策が講じられている場合に限り、対応するものとする。

### 3 受付

- (1) 派遣申請の受付は、協会の開館日である火曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時15分まで（12月29日から1月3日、祝日を除く）とする。
- (2) 派遣依頼は、依頼者から協会に、原則として最も早い派遣希望日から起算して3日前（協会の閉館日は日数に含めない）までに行うものとする。

### 4 紹介手続

協会は派遣を可とする決定をしたときは、登録者名簿に登録された人のうちから適切と認める者を、本人の意思を確認の上、派遣するものとする。

### 5 活動の実績報告

登録者が活動を終了したときは、依頼者はその活動の実績を活動終了報告書により協会に報告しなければならない。

## 6 報酬及び費用の負担

- (1) 協会が負担する登録者の派遣費用は、1回分の謝金（山口県予算高校教諭級単価）、交通費実費、傷害保険料とする。
- (2) 交通費の対象は、原則として自家用車または公共交通機関とする。
- (3) 協会が登録者の派遣費用を負担するのは、通訳を必要とする対象者1人に対し医療・母子保健それぞれにつき原則1回のみとする。2回目以降は原則依頼者が負担するものとし、報酬の額については依頼者と登録者間で直接やりとりをするものとする。

## 7 免責等

- (1) 依頼者は、登録者が行う通訳及びそれに付随する業務に対して、協会及び登録者に責任を問わないものとする。また、協会及び依頼者はいかなる賠償請求も登録者に対して請求しない。
- (2) 依頼者は、万一、登録者又は第三者が登録者活動に伴って損害等を被った場合は、登録者又は第三者に対して誠意をもって解決にあたらなければならない。

## 8 守秘義務

登録者は、その活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 9 その他

この運用要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

### 附則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。